

答 申 第 1 5 8 号 の 概 要

1 件 名

平成13年度都計第2-4号
都市計画道路はりまや町一宮線河川水辺環境調査委託業務
成果報告書 第3編 底生動物編
成果報告書 第6編 参考資料
平成14年度緊道整(B)第2-3号
第1回変更設計書、成果報告書
平成19年度 住促街第1-19号 報告書
平成20年度 住促街第1-16号 業務計画書

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成20年8月28日

4 原決定年月日 平成20年9月9日

5 決定の内容 部分開示決定

6 部分開示決定の理由

非開示とした魚類、底生動物の調査者並びに都市計画道路はりまや町一宮線新堀川生態系検討委員会委員の住所及びシオマネキ保護対策現地調査会議における発言者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別でき、かつ高知県情報公開条例第6条第1項第2号のただし書きのいずれにも該当しないため、非開示とした。

また、非開示とした調査及び移植地の地名、位置図、平面図、写真等は、県指定希少野生動植物であるシオマネキの生息地を表しており、これを開示することで、特定の者に不当な利益を与え、または県民全体の利益を損なうなど、希少動植物の保護行政の公正もしくは円滑な執行に著しい支障を生ずるため、非開示とした。

7 異議申立て年月日 平成20年9月22日

8 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定を取り消し、非開示とした調査及び移植地の地名、位置図、平面図、写真等の開示を求める。

9 諮問年月日 平成20年9月29日

10 答申年月日 平成21年11月18日

11 審査会の結論

知事が「平成13年度都計第2-4号都市計画道路はりまや町一宮線河川水辺環境調査委託業務成果報告書第3編 底生動物編」、「平成13年度都計第2-4号都市計画道路はりまや町一宮線河川水辺環境調査委託業務成果報告書第6編 参考資料」、「平成14年度緊道整(B)第2-3号第1回変更設計書」、「平成14年度緊道整(B)第2-3号成果報告書」、「平成19年度住促街第1-19号 報告書」、「平成20年度住促街第1-16号 業務計画書」を部分開示とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

本件の実施機関は高知駅周辺の都市整備を所掌する都市計画課であるが、当審査会は、答申を行うにあたり、希少野生動植物の保護に関する業務を所掌し高知県希少野生動植物保護

条例（平成 17 年 10 月 21 日条例第 78 号）の所管機関である環境共生課から意見を聴取のうえ、審査を行った。

本件公文書のうち、魚類、底生動物の調査者並びに都市計画道路はりまや町一宮線新堀川生態系検討委員会委員の住所及びシオマネキ保護対策現地調査会議における発言者の氏名は、個人の情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、高知県情報公開条例第 6 条第 1 項第 2 号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、シオマネキは、高知県レッドデータブックで絶滅危惧種として指定され、高知県希少野生動植物保護条例に基づいて捕獲が原則として禁止される県指定種に指定されている希少種であり、高知県レッドデータブックにおいて、その生息地については、四万十川間崎の舟溜まり、竹島川の河口、須崎湾の奥地といった記載はあるが、具体的な生息地・生息範囲は明らかにされていない。公文書の開示請求目的の如何を問わず広く県民に対して情報を公開するという情報公開制度の趣旨からすれば、仮に、捕獲を目的とした請求理由であってもその請求を排除できず、捕獲された場合には、シオマネキの保護に著しい支障を生ずるおそれがある。これらのことから、当該情報の開示によって、シオマネキの乱獲または生息地の攪乱を引き起こし、県又は国等が行う希少動植物の保護行政の円滑な執行に著しい支障を生ずることは明らかであり、非開示とした実施機関の判断は妥当である。